

家族介助支援を考える視点についての一考察

－「家族の個人化」に着目して－

○ 東北福祉大学大学院研究生 佐々木剛生 (007307)

キーワード：家族介助，家族の個人化，非対称性

1. 研究目的

本研究の目的は、「家族の個人化」について考察し、家族介助<sup>1</sup>支援を考える視点を再考することにある。とくに、介助関係における非対称性を重視する立場から、家族介助支援を考える視点を考察する。

2. 研究の視点および方法

1990年代を境に、家族介助支援のあり方を論じる際に社会福祉研究でも「家族の個人化」への言及がしばしばみられるようになったが、「家族の個人化」自体は十分に考察されていない。「家族の個人化」とは何であり、家族介助に与える影響がどのようなものかを検討することは、家族介助支援を考える視点を再考する上で重要だと考える。研究方法は文献研究であり、社会福祉における家族観について「家族の個人化」へ言及する論稿・「家族の個人化」を考察した論稿・家族介助における当事者性を主題とした論稿を考察の対象とする。

3. 倫理的配慮

参考・引用資料については、脚注に出典を明記することで研究倫理指針を遵守している。

4. 研究結果

(1) 社会福祉研究における「家族の個人化」への言及

1990年代以降、社会福祉における家族観について「家族の個人化」への言及がみられるようになった。(山辺 1990；鶴野 1997；山崎 2003)<sup>2</sup>

そこでは、「家族の個人化」に触れながら社会福祉における家族観・社会福祉のあり方を再考すべきとされる。「家族の個人化」が肯定的に捉えられている点で共通しており、「家族の個人化」に対する危惧や警戒はみられない。

(2) 「家族の個人化」とは何か

① 「家族の個人化」概念の定義

- 「家族関係自体の選択不可能，解消困難性を保持したまま，家族形態や規範，行動等の選択可能性が増大するというプロセス」(山田 2004)

→選択可能性が増大する理由は、家族規範が弱体化することでその拘束力・強制力が低下し、「規範に反する選択肢が用意」(同)されるためである。

② 「家族の個人化」が提起する課題

- 「家族規範が弱体化して，規範による抑圧(不本意な選択)がなくなる代わりに，勢力が弱いことによる抑圧(不本意な選択)が生起する」(山田 2004)

→規範の強制力の存在によって支えられてきた弱い立場の人々が抑圧を受ける。

- 「選択の自由とケアのニーズの両立という課題」(久保田 2011)

→「家族の個人化」によって支持される「ケアを担わないことまで含めた個人のライフスタイルの自由」(同)と「現実に『家族の次元』で担われてきた依存的な立場にある者に対するケアのニーズ」(同)は両立しがたい。

### ③ 「家族の個人化」の2つの側面

「家族の個人化」には、(家族介助すべきという)規範によって家族介助を強制されてきた要介助者・家族介助者を解放する側面がある一方で、規範によって介助を受けることができていた要介助者・介助することができていた家族介助者に「抑圧(不本意な選択)」を強いる側面がある。後者は「家族の個人化」の抑圧的側面といえる。

## 5. 考察

### (1) 家族介助支援を「家族の個人化」に着目して考える上で不可欠な視点

「家族の個人化」が進むと、家族員が行為等を好きなように選べることが支持されるが、介助関係のように意向が対立する場合には、強い立場の家族員の選択が貫かれる結果、非対称な立場の家族員は妥協・抑圧を強いられることになる。さらに介助の社会化の進展は、家族介助を期待する要介助者にとって不本意な選択肢が具体的に整備されることでもある。家族介助支援は以下の視点を持って「家族の個人化」の抑圧的側面に向き合うべきだと考える。

#### ① 介助関係の構造・言説の非対称を補うべく視点の転換が必要である。

「家族の個人化」の抑圧的側面が殆ど顧みられなかったことが示すように、「家族の個人化」に言及される場合の視座は介助者側に傾きがちである。介助関係の構造だけでなく言説における非対称をも考えると、まず要介助者にとってどうか、から考えようとする視点への転換が必要である。

#### ② 介助関係において非対称な立場に置かれている要介助者の不利益軽減の必要。

介助関係はそもそも非対称な構造となっているため、非対称な立場に置かれている要介助者優先が主張されなければバランスが保たれないとされているが(星加 2012)、介助関係の基本構造に加えて「家族の個人化」・介助の社会化によって要介助者への抑圧が助長されるとすれば、この不利益を和らげる必要が尚更ある。

#### ③ 要介助者の生活・当事者性を支える家族介助者への支援も重要である。

高齢者・障害者(児)介護などに顕著なように、家族介助者による介助が要介助者の生活や介助支援の前提となることがあり、そこを抜きにして要介助者優先を説くだけでは十分でない(岡部 2012)。要介助者優先を銘記しつつ・パターンリズムを常に警戒しながら、要介助者の生活・当事者性を支える家族介助者への支援も重要である。

<sup>1</sup> 本稿では、介護と養育を含めて介助という語を用いる。

<sup>2</sup> 参考文献は当日配布する原稿に記載し、ここでは割愛する。